

医療機関には、排出事業者としての責任があります

～廃棄物処理を業者まかせにすると、思わぬ責任を強いられます～

その1 医療機関には、廃棄物の排出事業者としての責任がある

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（通称：廃棄物処理法）により、医療機関には、適切な処理を行う義務と責任があります。それは、院内での保管・処分だけではありません。業者に処分を委託した場合も、委託契約の内容やマニフェストの管理などに義務と責任がついてまわります。



その2 「許可業者だから一安心」・・・ではない

廃棄物に関する何らかの許可はあっても、感染性廃棄物を取り扱えない業者もありますし、運搬収集の場合、運搬元だけでなく運搬先の知事の許可も必要です。また、許可業者が、無許可業者に処分を委託する場合があります。過去には、許可業者が不法投棄をしたケースもありました。

その3 業者と契約するときも、契約した後も、つねにチェック

処理業許可の確認、取扱い廃棄物の種類（特に感染性廃棄物を取り扱うことができるのか）、許可の条件・期限、対価が適正かなどを確認してください。また、契約後も、折に触れ、これらのことをチェックするとともに、業者に関する情報の収集・把握に努めてください。

その4 処理を委託した後も、やるべきことがある

帳簿を付けて保存すること、マニフェストの写しの送付を確認・保存することなど、医療機関には、委託後も、様々な義務があります。

その5 マニフェストが返ってこなかったら、必ず報告

マニフェストの写しの送付期限は、特別管理産業廃棄物である感染性産業廃棄物は60日以内、普通の産業廃棄物は90日（中間処理後に最終処分される場合は180日）以内です。また、収集運搬だけでなく、中間処理・最終処分のマニフェストの写しの送付も必要です。もし、期限までにマニフェストの写しが送られてこなかったら、すぐに都道府県知事に報告しましょう。

※以上の他にも、業者に委託するとき、院内で処理・保管するときなどに、医療機関には様々な義務と責任があります。「感染性廃棄物処理マニュアル」（日医雑誌第132巻・第2号/平成16年7月15日号掲載）を参考にしてください。マニュアルは、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/>）でも閲覧できます。

業者に処理委託した医療機関が、責任を問われるとき

これは一例です。「感染性廃棄物処理マニュアル」も必ずご覧ください。また、責任を問われるのは、感染性廃棄物の場合に限られません。

他と比べ、ずいぶん
と安い料金の業者に
委託した

マニフェストが返っ
てこなかったが、放
っておいた

返ってきたマニフェ
ストの必要事項が不
備だったが、放っ
ておいた

委託した業者が不法
投棄しているとの噂
を聞いたが、処理委
託を続けた

許可期限（5年）が
過ぎた業者に処理を
委託した

感染性廃棄物を取り
扱えない業者に処理
を委託した

医療機関

もしも、
委託した業者が、
不法投棄したら

懲役刑
罰金刑

個人だけでなく、
法人にも罰金刑

措置命令

都道府県知事より、あなたの医療機関に対して
廃棄物の撤去命令などが出されるかもしれません。

感染性廃棄物の判断フロー

【STEP1】(形状)

廃棄物が下記のいずれかに該当する

- ①血液等：血液、血清、血漿及び体液（精液を含む）
- ②病理廃棄物（臓器、組織、皮膚等）
- ③病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの
- ④血液等が付着している鋭利なもの（破損ガラスくず等を含む）

YES

NO

【STEP2】(排出場所)

感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

YES

NO

【STEP3】(感染症の種類)

- ①感染症法の一類、二類、三類感染症、指定感染症及び新感染症並びに結核の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- ②感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材（紙おむつは特定の感染症に係るもの）

YES

NO

非感染性廃棄物

感染性廃棄物

注) 次の廃棄物も、感染性廃棄物と同等の取扱い

- 外見上、血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- 血液等が付着していない鋭利なもの（破損ガラスくず等を含む）

感染性か非感染性か、このフローでは判断できない廃棄物は、医師・歯科医師・獣医師により、感染性のおそれがあると判断される場合には、感染性廃棄物とする。

外見上感染性廃棄物と区別がつかない非感染性廃棄物（感染性廃棄物を消毒処理したものや非感染性と判断されたもの）には、あらかじめ関係者間で合意した「非感染性廃棄物ラベル」を付けることが推奨されている。

※「感染性廃棄物処理マニュアル」掲載のフローを一部改変、簡略化したもの

措置命令と罰則

1) 措置命令とは

不法投棄等の不適正処分が行われた場合に、都道府県知事または政令市長が、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずるよう命令することをいいます。

措置命令の対象となるのは、不法投棄を行った者だけではありません。

次のような場合には、**医療機関に対しても、不法投棄された廃棄物の撤去が命じられることがあります。**
一般廃棄物の処理委託の場合でも、委託基準に違反した場合には、措置命令の対象となりえますので、注意してください。

不法投棄した業者が支障の除去等の措置を講ずることが困難なとき等

- 業者に処理委託する際、「委託基準」に違反した場合
- マニフェストの不交付、虚偽記載、保存義務違反をした場合
- マニフェストの写しの送付を受けないときに、都道府県知事に報告するなどの適切な措置を講ずる義務に違反した場合
- 適正な対価を負担せず、極端に低い料金で委託した場合
- 不法投棄等が行われることを知り、または知ることができた場合
- その他、排出事業者に措置をとらせることが適当である場合

2) 罰則（法改正による修正をしました。平成19年2月）

医療機関が、廃棄物処理法に違反した場合、下記のような刑罰が科せられます。

主な罰則一覧

措置命令違反

一般・産業廃棄物の無許可業者への委託

不法投棄（未遂含む）

処理基準に基づかない廃棄物の焼却

一般・産業廃棄物の委託基準違反

マニフェストの不交付、
未記載・虚偽記載による交付

マニフェストの保存義務違反

帳簿備え付け、記載、保存義務違反

報告拒否、虚偽報告

特別管理産業廃棄物管理責任者の
設置義務違反

立入検査拒否・妨害・忌避

5年以下の懲役若しくは
1000万円以下の罰金、又はこの併科
※法人も同様の罰金（不法投棄は1億円以下の罰金）

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこの併科
※法人も同様の罰金

6ヶ月以下の懲役、又は50万円以下の罰金
※法人も同様の罰金

30万円以下の罰金
※法人も同様の罰金